

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用促進について

当院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。しかし、現在、後発医薬品の供給が不安定な状況のため、薬剤を代替薬に変更するケースがあります。

変更する際、医師は代替となる適切な薬剤を選択し、十分な説明を行います。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

参考) 厚生労働省のHP より

～後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について～

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。このため、厚生労働省では平成 25 年 4 月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し取組を進めてきました。

厚生労働省は、目標の実現に向け、後発医薬品の使用促進のための施策に取り組んでいます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatu-iyaku/index.html